

議案第28号

天理市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部改正について

天理市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部を次のように改正しようとする。

平成30年3月2日提出

天理市長 並 河 健

天理市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例

天理市いじめ問題対策連絡協議会等条例（平成29年3月天理市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第10条及び第22条中「教育委員会事務局学校教育課」を「教育委員会事務局まなび推進課」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。